

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域」(案)に対する パブリックコメント(意見募集)

松江市 まちづくり部 都市政策課

## 1 趣旨

令和3年7月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)が令和5年5月26日に施行されました。

松江市では、令和5年度より法第4条に基づく基礎調査を実施し、法第10条第1項の「宅地造成等工事規制区域」及び法第26条第1項の「特定盛土等規制区域」の規制区域案(基礎調査結果)を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

## 2 意見募集期間

令和6年9月2日(月)～令和6年10月1日(火)(必着)

## 3 掲出・閲覧場所

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域」(案)及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階:総務課内行政資料コーナー、別館3階:都市政策課)
- 各支所(行政資料コーナー)

## 4 ご意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
  - ・郵送          ・ファクシミリ          ・電子メール          ※宛先・送信先は下に記載
  - ・持参(持参先:都市政策課)
- ・ご意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあつては、名称、所在地)をご記入ください。
- ・口頭による意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)に対する意見提出書」を添付しています。

## 5 お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、区域指定の参考にさせていただきます。
- ・いただいたご意見とご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報(氏名、住所、電子メールアドレス等)は公表しません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

### [その他の情報(スケジュール見込みなど)]

#### ◎お問合せ先・ご意見の提出先

松江市 まちづくり部 都市政策課(担当 内藤・安田)

〒690-8540 松江市末次町86番地 電話 0852-55-5374 FAX 0852-55-5552

電子メール [t-plan@city.matsue.lg.jp](mailto:t-plan@city.matsue.lg.jp)

ホームページ

[https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo\\_business/kaihatsu\\_toshikeikaku/morido/kiseian\\_public\\_comment.html](https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kaihatsu_toshikeikaku/morido/kiseian_public_comment.html)